

東京都マタニティパスの交付等の助成に関する条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都の区域内に存する区市町村（以下「区市町村」という。）が実施するマタニティパスの交付等を行う事業への助成を行うことにより、妊婦等の産婦人科等への通院、日常生活における外出等を支援することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 マタニティパス 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下「法」という。）第三条第一項第一号に該当する前払式支払手段であつて、本条例の目的に資するものとして東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

二 妊婦等 妊婦（流産及び死産に至つた妊婦を含む。）及び産婦であつて、母子健康手帳（母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）第十六条第一項に規定する母子健康手帳をいう。以下同じ。）の交付を受けた日から起算して一年を経過しないものをいう。

三 マタニティパスの交付等 区市町村が行う妊婦等へのマタニティパスの交付及びマタニティパスの交付以外の方法による支援であつて本条例の目的に資するものとして知事が認めるものをいう。

（東京都の負担）

第三条 東京都は、区市町村が当該区域内に住所を有する妊婦等に行うマタニティパスの交付に当たり、代価の弁済に充当する経費及び法第二条第一項に規定する前払式支払手段発行者に対して当該区市町村が支払う保証金に要する経費を負担する。

2 東京都は、区市町村が当該区域内に住所を有する妊婦等にマタニティパスの交付以外の方法による支援であつて本条例の目的に資するものとして知事が認めるものを行う場合は、その支援に要する経費を負担する。

3 前二項の規定により東京都が負担する経費の額の算定方法については、規則で定める。ただし、母子健康手帳の交付（多胎妊娠による追加交付及び紛失等による再交付を含まない。）一回につき六千円を限度とする。

（経費交付の条件）

第四条 知事は、前条の規定に基づき経費を交付する際に、必要な範囲内において条件を付けることができる。

（報告及び調査）

第五条 知事は、必要があると認めるときは、区市町村の長に対してマタニティパスの交付等に関して報告を求め、又は実地に調査することができる。

（委任）

第六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に妊婦等である者についても適用する。

（提案理由）

マタニティパスの交付等を行う区市町村への助成を行う必要がある。